

避難勧告等の判断・伝達マニュアル



令和 2 年 3 月 改定

匝 瑳 市

目 次

第1編 総則.....	1
第1章 目的.....	1
第2章 用語の意味.....	2
第2編 避難行動・情報伝達編.....	4
第1章 市の責務.....	4
第2章 避難行動（安全確保行動）の考え方	4
1 避難の目的.....	4
2 住民・施設管理者等の避難行動	5
第3章 避難勧告等の発令に伴う避難所対応	8
1 避難所の開設.....	8
2 避難所開設までの流れ	9
3 避難所の業務.....	10
第4章 避難勧告等の情報提供及び発令に伴う情報伝達	10
1 平常時からの情報提供	10
2 避難勧告等の発令に伴う情報伝達	12
第3編 発令基準・防災体制編.....	23
第1章 避難勧告等の発令基準.....	23
1 水害に係る避難勧告等の発令基準	23
2 高潮災害に係る避難勧告等の発令基準	25
3 土砂災害に係る避難勧告等の発令基準	26
4 津波災害に係る避難指示（緊急）の発令基準	27
第2章 避難勧告等の発令基準例（フロー図）	28
第3章 避難勧告等の発令時における助言	32
第4章 避難勧告等を発令するための体制	32
1 全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み	32
2 災害の発生が想定される際の市の防災体制	32
様式1	35

第1編 総則

第1章 目的

本マニュアルは、本市域において、水害・高潮災害・土砂災害・津波災害が発生するおそれ、又は発生した場合において、住民等が適時的確な避難行動をとるための判断ができる情報を提供するために、匝瑳市地域防災計画の個別計画として、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）の発令基準及び伝達方法等を定めたものである。

「避難行動・情報伝達編」においては、避難勧告等に係る市の責務、住民等の避難行動の考え方、伝達方法等を明確にするとともに、平常時からの災害リスク情報の周知等を記載した。

また、「発令基準・防災体制編」においては、避難勧告等の明確な発令基準の設定や躊躇なく避難勧告等を発令するための防災体制の構築等について記載し、避難勧告等に係る総合的なマニュアルとなるよう充実・強化を図った。

なお、本マニュアルは、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定等に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

第2章 用語の意味

このマニュアルにおいて、使用する用語の意味は次のとおりである。

用 語	用 語 の 定 義 等	参 考
避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難するよう促す情報のこと。また、上記以外の人には、避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する情報のこと。	・避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)
避難勧告	災害対策基本法第60条の規定により、市長が必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。	
避難指示(緊急)	災害対策基本法第60条の規定により、市長が避難のための急を要すると認めるときに居住者、滞在者等に対し、避難のための立退きを指示すること。	
近隣の安全な場所	指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等のこと。	
屋内安全確保	その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動すること。	
指定避難所	災害対策基本法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所のこと。	
指定緊急避難場所	災害対策基本法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所のこと。	
流域雨量指数	河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標のこと。	
その他河川等	洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のこと。	・千葉県水防計画
避水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。	
水防団待機水位	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位のこと。	
氾濫注意水位	水防団待機水位を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位のこと。	
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位のこと。	

用 語	用 語 の 定 義 等	参 考
津 波 注 意 報	<p>気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、九十九里・外房地域に津波による災害のおそれがある場合に発表する情報のこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編） ・気象庁HP
津 波 警 報	<p>気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合に、九十九里・外房地域に津波による重大な災害の起こるおそれのある旨を警告する場合に発表する情報のこと。</p>	
大 津 波 警 報	<p>気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合に、九十九里・外房地域に津波による重大な災害の起こるおそれのある旨を警告する場合に発表する情報のこと。（特別警報に該当）</p>	
土砂災害警戒判定メッシュ情報	<p>5 km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の起こりやすさをもとに定めた基準に土壌雨量指数等が達したかを判定した情報のこと。</p>	

第2編 避難行動・情報伝達編

第1章 市の責務

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条において、市町村長は、災害が発生するおそれがある場合等において、特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されている。

市長が発令する避難勧告、避難指示（緊急）は、住民等に対する強制力はないものの、拘束力の程度が異なることから、災害が発生するおそれの高まりに応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を使い分けて発令する。また、住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても市等が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが重要である。

したがって、市は、住民一人ひとりが適切な避難行動をとることができるよう、平常時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに住民等に伝えなければならないため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行う。

第2章 避難行動（安全確保行動）の考え方

1 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」である。

住民・施設管理者等は、命を守るという観点から、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動をとるに当たっては、次に掲げる事項をできる限り事前に明確にしておくこと重要である。

- (1) 災害種別ごとに、どの場所にどのような脅威があるのか、あらかじめハザードマップ等により認識しておくこと。
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと。
- (3) どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと。

2 住民・施設管理者等の避難行動

(1) 住民等の避難行動の原則

災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス^{注1}）に陥ることなく、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

災害が発生する危険性が高まった場合には、起こりうる災害種別ごとのリスクの程度により、市長から避難勧告等が発令されるが、避難勧告等は一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるものであり、一人ひとりに対して個別に発令されるものではない。また、突発的な災害では、避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、住民等が自ら避難行動を判断することが重要である。

(2) 施設管理者等の避難行動の原則

施設管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成する。また、施設管理者等は大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じることが重要である。特に、規模の小さな河川等の場合、その水位上昇は極めて速いことが多く、避難勧告等の発令後、避難等のための時間的余裕がない場合もありえることから、早めに避難措置を講じる必要がある。さらに、要配慮者利用施設の管理者等は、市や消防団、地域住民等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが重要である。

^{注1} 正常性バイアス：自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう人の特性のこと。

(3) 住民・施設管理者等に対して求める避難行動

避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める主な行動については、次の表のとおりである。

避難情報名	立退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避 難 勧 告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

また、災害の種類に応じた基本的な避難行動については、次の表のとおりである。

災害名	基本的な避難行動（例）
洪水等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の流失等のおそれがある場合、自宅最上階まで浸水する場合、長時間の浸水が継続することが予想される場合等、自宅にとどまることで命に危険が及ぶおそれがある住民等については、指定緊急避難場所まで立退き避難する。 ・ 避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」をとる等、状況に応じて対応する。 ・ その他河川等からの氾濫については、短時間の集中豪雨等で浸水が発生し、避難勧告等の発令が間に合わないこともあることも考慮し、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で避難行動をとる。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民等については、避難準備・高齢者等避難開始の段階から避難を開始する。また、風雨が強まってからの移動は負担も大きく命の危険を伴う場合があるので、可能な限り、天気が荒れる前に避難を開始する。 ・ 土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民等については、避難勧告が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。具体的には、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」をとる等、状況に応じて対応する。 ・ 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難する
高潮災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風時の屋外移動は危険を伴うことから、高潮からの避難では、暴風が吹き始めるまでに避難行動をとる。 ・ 台風等の接近が予想される時には、海沿いには近づかない。
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるとき、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、津波警報等の発表や避難指示（緊急）の発令を待たずに、自発的かつ速やかに避難行動をとる。

※ 上記については、基本的な避難行動の例であり、市から避難勧告等が発令されていない場合でも、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難することが重要である。

なお、市は、災害発生の可能性がある場合、住民等の安全を考慮して、避難勧告等を発令するため、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合もある。

「自分の身は自分で守る」ためには、避難勧告等が発令された場合、「空振り」の可能性に躊躇することなく積極的に避難することが重要である。

第3章 避難勧告等の発令に伴う避難所対応

避難勧告等を発令した場合（ただし、災害対策本部設置前とする。）における避難所の開設及び運営については、次のとおりとする。

1 避難所の開設

(1) 水害、高潮災害、土砂災害

市では、災害の発生するおそれが高く、水害、高潮災害、土砂災害に係る避難勧告等を発令した場合の避難所の開設については、次のとおりとする。

ア 避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合に開設する避難所（自主避難所）

- (ア) 市民ふれあいセンター（福祉課及びふれあいセンター対応）
- (イ) 生涯学習センター（生涯学習課対応）

イ 避難勧告及び避難指示（緊急）を発令した場合に開設する避難所

- (ア) 市民ふれあいセンター（福祉課及びふれあいセンター対応）
- (イ) 生涯学習センター（生涯学習課対応）
- (ウ) 勤労青少年ホーム（産業振興課及び勤労青少年ホーム対応）
- (エ) 吉田コミュニティセンター（環境生活課対応）
- (オ) 飯高コミュニティセンター（総務課対応）
- (カ) 豊和小学校屋内運動場（学校教育課対応）

(2) 津波災害

津波災害に係る避難勧告等の発令に伴う避難所の開設については、「匠瑛市津波避難計画」に基づき、次のとおりとする。

なお、各地区の第一次避難所で避難者全員を収容することができない場合、または、津波の規模により危険が生じる場合は、第二次避難所を開設する。

ア 第一次避難所

- (ア) 共興小学校（学校教育課対応）
- (イ) 野田小学校（学校教育課対応）
- (ウ) 栄小学校（学校教育課対応）
- (エ) 野栄中学校（学校教育課対応）
- (オ) 生涯学習センター（生涯学習課対応）
- (カ) 野栄総合支所（野栄総合支所対応）

イ 第二次避難所

- (ア) 八日市場小学校（学校教育課対応）
- (イ) 八日市場第一中学校（学校教育課対応）
- (ウ) 八日市場第二中学校（学校教育課対応）
- (エ) 豊栄小学校（学校教育課対応）
- (オ) 平和小学校（学校教育課対応）
- (カ) 豊和小学校（学校教育課対応）
- (キ) 須賀小学校（学校教育課対応）
- (ク) 市民ふれあいセンター（福祉課及びふれあいセンター対応）
- (ケ) 八日市場ドーム（生涯学習課対応）
- (コ) 八日市場公民館（生涯学習課対応）

2 避難所開設までの流れ

- (1) 総務課長は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難勧告等の発令の可能性が高まったときは、関係課長に避難所の開設準備を指示する。
- (2) 関係課長は、避難所へ配置する職員を招集し、避難所へ配置する。
- (3) 総務課長は、全ての避難所に職員が配置された段階で、防災行政無線等により、住民へ周知する。
- (4) 関係課長は、避難所の開設が長期化する場合に備え、交替要員を確保しておくものとする。

3 避難所の業務

- (1) 施設の被災状況を確認し、総務課へ報告する。
- (2) 避難状況記録簿（様式1）を作成するとともに、避難者数を総務課へ報告する。
- (3) 状況に応じて、施設内に備蓄又は、防災備蓄倉庫に保管してある非常食、水及び毛布等を避難者へ提供する。
- (4) 通信手段は、N T T電話・防災行政無線（移動系）・総務課所管の携帯電話のいずれかを用いるものとする。また、停電に備え発電機及び投光器を準備しておく。

第4章 避難勧告等の情報提供及び発令に伴う情報伝達

1 平常時からの情報提供

市は、住民・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平常時から住民・施設管理者等に対して、ホームページ、ハザードマップ等により、防災知識、身の回りの危険箇所の把握、避難勧告等の仕組み、指定避難所等の場所、災害時の避難行動及び各地区の災害リスク情報等を周知する。

なお、住民・施設管理者等は、自らが主体的に災害情報を入手するため、次の対応に努める。

(1) 匝瑳市ハザードマップの確認

市では、住民等がすばやく安全に避難できることを主な目的として土砂災害、津波災害等に関して、被害の想定される区域や指定避難所等の位置情報を地図上に示した「匝瑳市ハザードマップ」を次のとおり公表・配布している。

住民・施設管理者等は、同ハザードマップを活用し、平常時から災害リスクを認識し、避難行動等を検討するよう努める。

※ 配布場所 匝瑳市役所総務課（匝瑳市八日市場ハ793番地2）

※ 公表場所 匝瑳市ホームページ

<http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/14,30131,216,457,html>

(2) ちば防災メールの登録

「ちば防災メール」は、携帯電話等で防災情報、気象情報等の情報をメールで知ることが出来るため、登録に努める。主な対象災害は、気象警報・注意報、地震情報、津波情報、土砂災害警戒情報である。

なお、登録方法の詳細については、千葉県防災ポータルサイトを参照

※ 千葉県防災ポータルサイトアドレス

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/index.html>

(3) 防災行政無線戸別受信機の活用

市では、災害情報を伝達するため、1世帯当たり1台、防災行政無線戸別受信機の貸与を行っている。住民・施設管理者等は、防災行政無線戸別受信機を積極的に借用し、情報収集に努める。

なお、一定水準の聴覚障がい者の方に対しては、文字表示機能付きの戸別受信機の貸与も行っている。

2 避難勧告等の発令に伴う情報伝達

防災情報の伝達は、共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である。

本市では、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター、車両広報等を活用し、住民等が屋外又は屋内のどちらにいた場合でも避難勧告等の情報を伝達できるようにする。

(1) 防災行政無線

防災行政無線の放送による伝達方法については、次のとおりとする。

ア 水害に係る避難勧告等の発令に伴う防災行政無線の放送について

市では災害の発生するおそれがある場合に、防災行政無線を活用して住民等に周知を図る。水害に係る避難勧告等を発令した場合の放送内容については次のとおりとする。

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合

水害に関して、住民等の避難準備と要配慮者等の避難を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を発令したときは、市防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から「避難準備・高齢者等避難開始」の発令についてお知らせします。

- ※ ただ今、〇〇の影響により〇〇川の水位が上昇しています。水害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇地区に水害に関する「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、今後の気象情報には、十分注意し、お年寄りの方、身体の不自由な方など、避難に時間のかかる方は、〇〇避難所への避難を開始してください。また、それ以外の方については、心配な場合、危険だと思ふ場合は、すぐに避難できるよう準備をしてください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から「避難準備・高齢者等避難開始」の解除についてお知らせします。

- ※ 〇〇の影響により上昇していた〇〇川の水位が低下しましたので、水害に関する「避難準備・高齢者等避難開始」を解除します。

今後も、河川の水位に充分注意してください。

※ 繰り返します。

(イ) 避難勧告を発令した場合

水害に関して、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の住民が避難する必要がある場合に「避難勧告」を発令したときは、市防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難勧告」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、〇〇の影響により〇〇〇（水害に係る避難勧告の判断基準理由ア・イ・ウ）のため、〇時〇分に〇〇地区に水害に関する「避難勧告」を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、〇〇避難所へ避難してください。

なお、避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難勧告」の解除についてお知らせします。

※ 〇〇の影響により上昇していた〇〇川の水位が低下しましたので、〇時〇分〇〇地区に発令していました水害に関する「避難勧告」を解除します。今後も、河川の水位に充分注意してください。

※ 繰り返します。

(ウ) 避難指示（緊急）を発令した場合

水害に関して、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性があり、緊急的に避難する必要がある場合に「避難指示（緊急）」を発令したときは、市防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難指示」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、〇〇の影響により〇〇〇（水害に係る避難指示（緊急）の判断基準理由ア・イ・ウ）のため、〇時〇分に〇〇地区に水害に関する「避難指示」を発令しました。まだ避難していない方は、直ちに〇〇避難所に避難してください。

避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に直ちに避難するか、屋内の高いところに直ちに避難してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難指示」の解除についてお知らせします。

※ 〇〇〇（解除の理由）に伴い、〇時〇分〇〇地区に発令していました水害に関する「避難指示」を解除します。

今後も、河川の水位に充分注意してください。

※ 繰り返します。

イ 高潮災害に係る避難勧告等の発令に伴う防災行政無線の放送について

市では災害の発生するおそれがある場合に、防災行政無線を活用して住民等に周知を図る。高潮災害に係る避難勧告等を発令した場合の放送内容については次のとおりとする。

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合

高潮災害に関して、住民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を発令したときは、市防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から「避難準備情報・高齢者等避難開始」の発令についてお知らせします。

- ※ ただ今、〇〇〇（高潮災害に係る避難準備・高齢者等避難開始の判断基準理由ア・イ）のため、〇時〇分に〇〇地区に高潮災害に関する「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、今後の気象情報には、十分注意し、お年寄りの方、身体の不自由な方など、避難に時間のかかる方は、〇〇避難所への避難を開始してください。また、それ以外の方については、心配な場合、危険だと思ふ場合は、すぐに避難できるように準備をしてください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から「避難準備・高齢者等避難開始」の解除についてお知らせします。

- ※ 匝瑳市に発表されていた高潮注意報の解除に伴い、高潮災害に関する「避難準備・高齢者等避難開始」を解除します。

今後も、海岸付近の高潮に充分注意してください。

※ 繰り返します。

(イ) 避難勧告を発令した場合

高潮災害に関して、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の住民が避難する必要がある場合に「避難勧告」を発令したときは、市防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難勧告」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、〇〇〇（高潮災害に係る避難勧告の判断基準理由ア・イ・ウ）のため、〇時〇分に〇〇地区に高潮災害に関する「避難勧告」を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、〇〇避難所へ避難してください。

なお、避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難勧告」の解除についてお知らせします。

※ 匝瑳市に発表されていた（高潮災害に係る避難勧告の判断基準理由ア・イ・ウ）の解除に伴い、高潮災害に関する「避難勧告」を解除します。

今後も、海岸付近の高潮に充分注意してください。

※ 繰り返します。

(ウ) 避難指示（緊急）を発令した場合

高潮災害に関して、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性があり、緊急的に避難する必要がある場合に「避難指示（緊急）」を発令したときは、市防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難指示」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、〇〇〇（高潮災害に係る避難指示（緊急）の判断基準理由ア・イ・ウ）のため、〇時〇分に〇〇地区に高潮災害に関する「避難指示」を発令しました。まだ避難していない方は、直ちに〇〇避難所に避難してください。

避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に直ちに避難するか、屋内の高いところに直ちに避難してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難指示」の解除についてお知らせします。

※ 〇〇〇（解除の理由）に伴い、高潮災害に関する「避難指示」を解除します。

今後も、海岸付近の高潮に充分注意してください。

※ 繰り返します。

ウ 土砂災害に係る避難勧告等の発令に伴う防災行政無線の放送について

市では災害の発生するおそれがある場合に、防災行政無線を活用して住民等に周知を図る。土砂災害に係る避難勧告等を発令した場合の放送内容については次のとおりとする。

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合

土砂災害に関して、住民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を発令したときは、市防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から「避難準備・高齢者等避難開始」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、匝瑳市に大雨警報（注意報）が発表されています。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇地区に土砂災害に関する「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、今後の気象情報には、十分注意し、お年寄りの方、身体の不自由な方など、避難に時間のかかる方は、〇〇避難所への避難を開始してください。また、それ以外の方については、心配な場合、危険だと思ふ場合は、すぐに避難できるよう準備をしてください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から「避難準備・高齢者等避難開始」の解除についてお知らせします。

※ 匝瑳市に発表されていた大雨警報の解除に伴い、土砂災害に関する「避難準備・高齢者等避難開始」を解除します。

今後も、崖くずれなどには、充分注意してください。

※ 繰り返します。

(イ) 避難勧告を発令した場合

土砂災害に関して、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の住民が避難する必要がある場合に「避難勧告」を発令したときは、市防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難勧告」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、匝瑳市に大雨警報（土砂災害警戒情報）が発表されています。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に○○地区に土砂災害に関する「避難勧告」を発令しました。○○地区にお住まいの方は、○○避難所へ避難してください。

なお、避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難勧告」の解除についてお知らせします。

※ 匝瑳市に発表されていた大雨警報（土砂災害警戒情報）の解除に伴い、○時○分○○地区に発令していました土砂災害に関する「避難勧告」を解除します。

今後も、崖くずれなどには、充分注意してください。

※ 繰り返します。

(ウ) 避難指示（緊急）を発令した場合

土砂災害に関して、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性があり、緊急的に避難する必要がある場合に「避難指示（緊急）」を発令したときは、市防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難指示」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、匝瑳市に大雨警報（土砂災害警戒情報）が発表されています。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に○○地区に土砂災害に関する「避難指示」を発令しました。まだ避難していない方は、直ちに○○避難所に避難してください。

なお、避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に直ちに避難するか、屋内の高いところに直ちに避難してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難指示」の解除についてお知らせします。

※ 匝瑳市に発表されていた大雨警報（土砂災害警戒情報）の解除に伴い、○時○分○○地区に発令していましたが土砂災害に関する「避難指示」を解除します。

今後も、崖くずれなどには、充分注意してください。

※ 繰り返します。

エ 津波災害に係る避難勧告等の発令に伴う防災行政無線の放送について

気象庁より大津波警報・津波警報・津波注意報の発表があったときは、Jアラートにより防災行政無線を自動起動し、瞬時に警報音と音声により放送が行われるので放送終了後、防災行政無線により避難勧告等を行う。

(ア) 避難指示（緊急）を発令した場合

津波災害に関して、気象庁より大津波警報（特別警報）等の発表があり、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性があり、緊急的に避難する必要がある場合に「避難指示（緊急）」を発令したときは、市防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、ぼうさいそうさです。

市役所（匝瑳市災害対策本部）からお知らせします。

※ ただ今、九十九里・外房地域に大津波警報（または、津波警報）が発表されました。

○時○分に○○地区に津波災害に関する「避難指示」を発令しました。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※ 繰り返します。

※ 津波災害に係る放送の場合は、災害の状況により、必要に応じて、「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある放送を行うものとする。

《解除の放送文》

こちらは、ぼうさいそうさです。

市役所（匝瑳市災害対策本部）からお知らせします。

※ 九十九里・外房地域に発表されていた大津波警報（または、津波警報）は解除されました。

※ 繰り返します。

(2) その他

避難勧告等の発令に伴う防災行政無線以外の伝達方法については、次のとおりである。

なお、伝達する内容については、防災行政無線放送の内容に準じるものとする。

ア 緊急速報メール

市は、緊急速報メールを活用し、必要に応じて避難勧告等の情報を、屋内外、移動中を問わず、市内の携帯電話及びスマートフォン利用者に一斉配信（一斉メール）する。

イ ツイッター

市は、SNS (Social Networking Service) であるツイッター(Twitter)を活用し、必要に応じて避難勧告等の情報を伝達する。

ウ 消防団等による広報

消防団は、「災害に係る消防団の対応マニュアル」に基づき、必要に応じて車両広報や直接的な声かけ等を行う。

第3編 発令基準・防災体制編

第1章 避難勧告等の発令基準

1 水害に係る避難勧告等の発令基準

(1) 水位周知河川

本市では、九十九里平野を流れる二級水系の水位周知河川である栗山川の支流にあたる借当川を重要水防区域としている。また、県は、栗山川及びその支流である借当川に係る浸水想定区域図を公表しており、浸水被害の発生が懸念されている。

上記を踏まえて、当該河川の浸水被害に係る避難勧告等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始の発令基準は、住民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため、次のいずれか1つに該当する場合とする。

- (ア) 栗山川の芝崎水位観測所（以下「水位観測所」という。）の水位が氾濫注意水位（2.50m）に到達したとき。
- (イ) 水位観測所の水位が水防団待機水位（2.00m）に到達し、かつ水位観測所地点の上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれているとき。
- (ウ) 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。

イ 避難勧告の発令基準

避難勧告の発令基準は、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の住民が避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

- (ア) 水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.10m）に到達したとき。
- (イ) 水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、水位観測所地点の上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれているとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）。
- (ウ) 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。

ウ 避難指示（緊急）の発令基準

避難指示（緊急）の発令基準は、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性及び住民が緊急的に避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

- (ア) 異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊

のおそれが高まったとき。

(イ) 水位観測所の水位が背後地盤高である5.00mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)。

(ウ) 河川の決壊や溢水が発生したとき。

エ 避難勧告等の解除基準

避難勧告等の解除は、栗山川及びその支流である借当川の水位の低下傾向が顕著であり、水位観測所の上流域での降雨がほとんどない場合とする。

(2) その他河川等

本市には、水位周知河川である栗山川の支流にあたる借当川以外にも春海川、明治川、新堀川等のその他の河川等が存在している。これらの小規模河川は、水位を観測していない河川であり、短時間の降雨で浸水が発生する可能性があるため、その他河川等の浸水被害に係る避難勧告等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始の発令基準は、住民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため、次のいずれか1つに該当する場合とする。

(ア) 借当川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき。

(イ) 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。

イ 避難勧告の発令基準

避難勧告の発令基準は、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の住民が避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

(ア) 借当川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき。

(イ) 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。

ウ 避難指示(緊急)の発令基準

避難指示(緊急)の発令基準は、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性及び住民が緊急的に避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

(ア) 決壊や越水・溢水が発生したとき。

(イ) 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。

エ 避難勧告等の解除基準

避難勧告等の解除は、当該河川等の水位が十分に下がり、かつ、流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合とする。

2 高潮災害に係る避難勧告等の発令基準

本市の海岸は、太平洋側の旭市飯岡から太東岬に至る約60kmの九十九里海岸の中にあり、海岸防潮堤が進められている。

高潮災害は、台風等に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時に発生するおそれがある。

上記を踏まえて、高潮災害に係る避難勧告等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始の発令基準は、住民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が言及されたとき。

イ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されているとき。又は台風が市に接近することが見込まれるとき。

(2) 避難勧告の発令基準

避難勧告の発令基準は、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の住民が避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき。

イ 高潮注意報が発表され、当該注意報が夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される時。

ウ 高潮注意報が発表されており、当該注意報が警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表されたとき。

(3) 避難指示（緊急）の発令基準

避難指示（緊急）の発令基準は、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性及び住民が緊急的に避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 海岸防潮堤等が倒壊したとき。

イ 排水機場の水門等の異常が確認されたとき。

ウ 異常な越波・越流が発生したとき。

(4) 避難勧告等の解除基準

避難勧告等の解除は、市域の高潮警報が解除された場合とする。

3 土砂災害に係る避難勧告等の発令基準

本市の山間部には、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある場所が多く存在している。

上記を踏まえて、土砂災害に係る避難勧告等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始の発令基準は、住民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため、次のいずれか1つに該当する場合とする。

- ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」するとき。
- イ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき。
- ウ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。

(2) 避難勧告の発令基準

避難勧告の発令基準は、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の住民が避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

- ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- イ 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき。
- ウ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。
- エ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。

(3) 避難指示（緊急）の発令基準

避難指示（緊急）の発令基準は、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性及び住民が緊急的に避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

- ア 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したとき。
- イ 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。
- ウ 土砂災害が発生したとき。

エ 山鳴り、流木の発生が確認されたとき。

オ 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要があるとき。

(4) 避難勧告等の解除基準

避難勧告等の解除は土砂災害警戒情報が解除され、気象情報をもとに今後のまとまった降雨が見込まれない場合とする。

4 津波災害に係る避難指示（緊急）の発令基準

津波災害に係る避難指示（緊急）の発令基準は、「匝瑳市津波避難計画」に基づき、次のとおり定めるものとする。

(1) 避難指示（緊急）の発令基準

避難指示（緊急）の発令基準は、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性及び住民が緊急的に避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 大津波警報が発表されたとき。

イ 災害が発生する可能性が明らかに高まったとき。

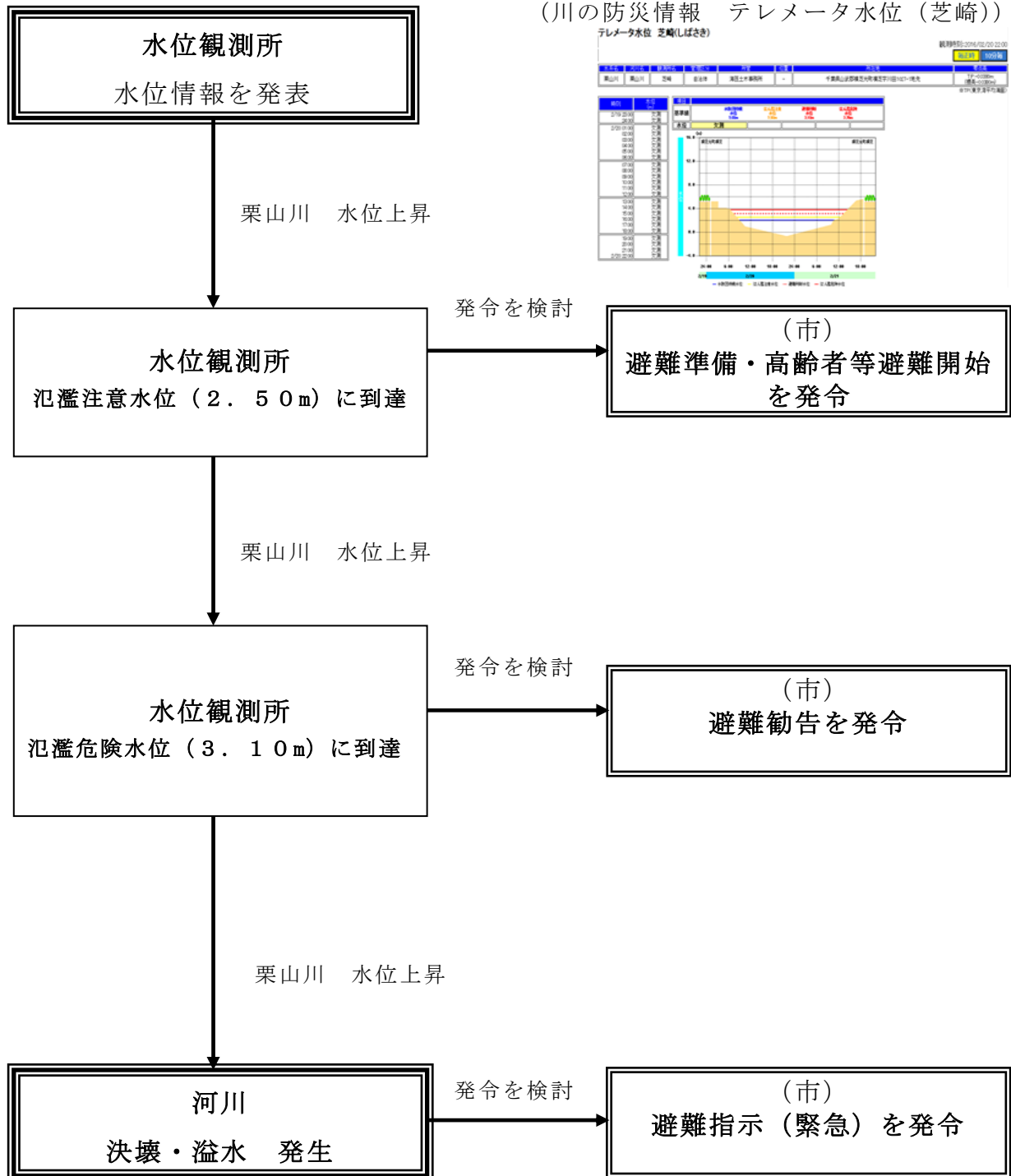
ウ 「震度5弱」以上の地震が発生したとき。

(2) 避難指示（緊急）の解除基準

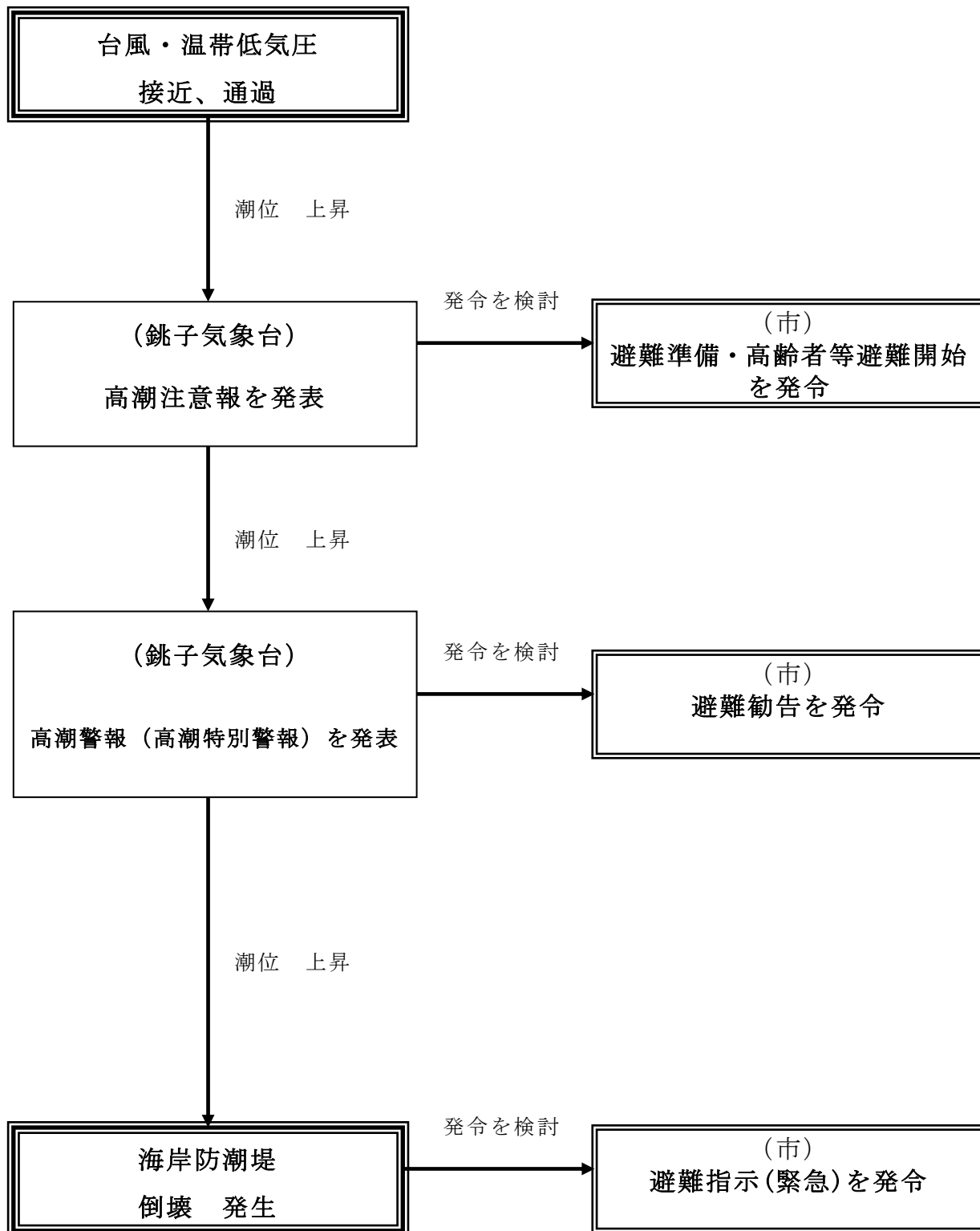
避難指示（緊急）の解除は津波警報等が解除され、気象情報を基に今後の津波が見込まれない場合とする。

第2章 避難勧告等の発令基準例（フロー図）

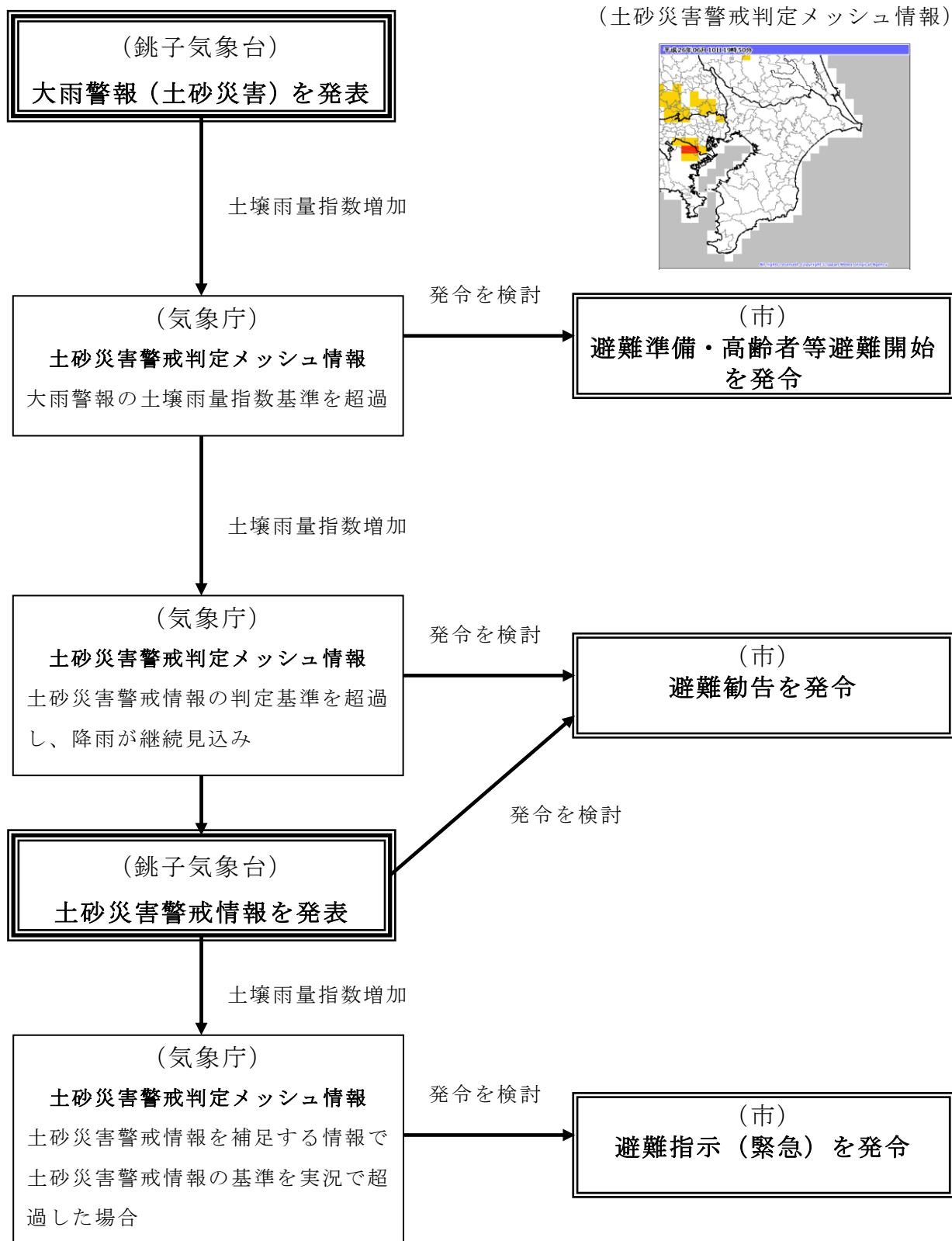
【水害（水位周知河川）に係る避難勧告等の発令基準例】



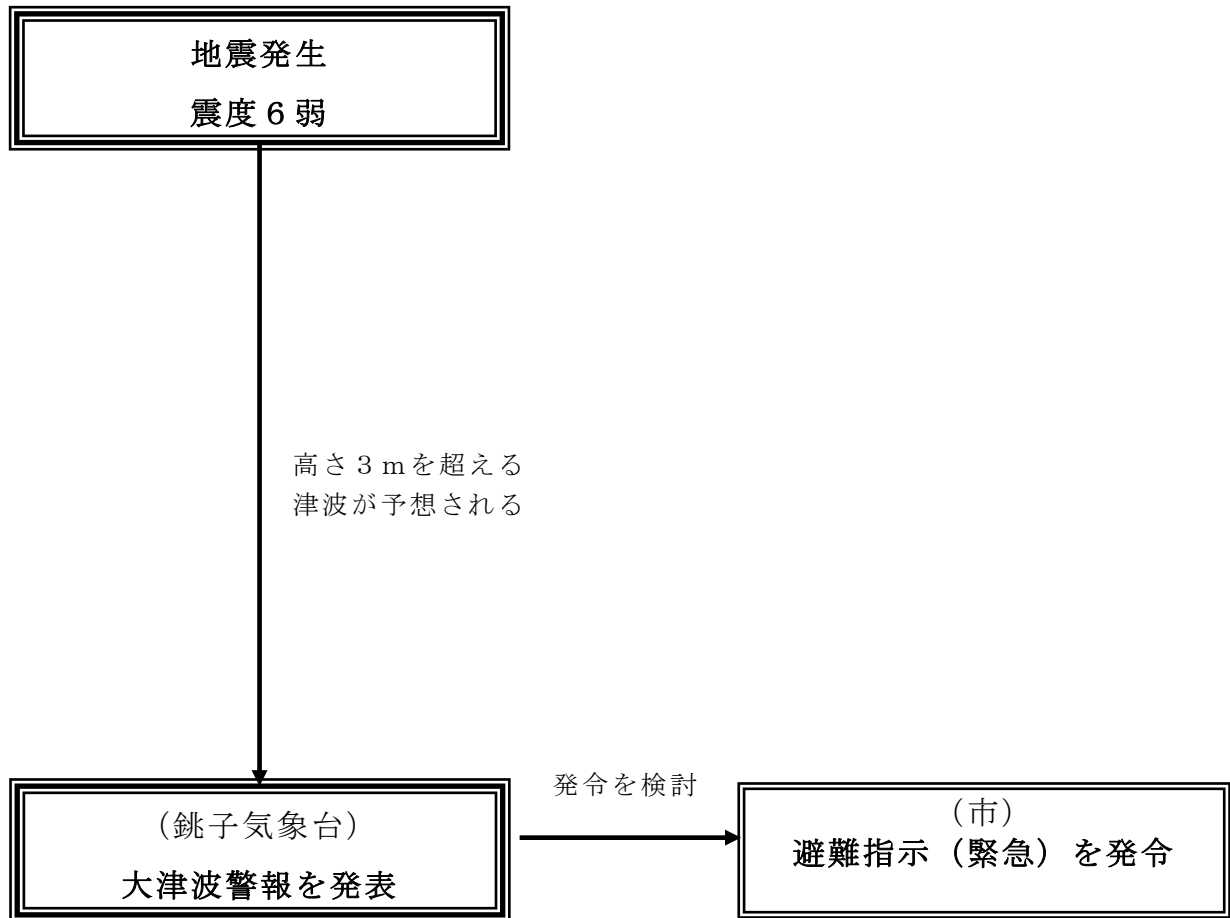
【高潮災害に係る避難勧告等の発令基準例】



【土砂災害に係る避難勧告等の発令基準例】



【津波災害に係る避難指示（緊急）の発令基準例】



第3章 避難勧告等の発令時における助言

災害対策基本法では、避難勧告等を発令しようとする場合において、必要があれば、市長は、指定地方行政機関の長や都道府県知事に対して、助言を求めることができることとされている。

これらの者は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、市長は、状況に応じて、河川堤防の状況や今後の水位や降雨の見通し、災害により危険が生じることが予想される区域、避難勧告の発令のタイミング等について、次の機関等に助言を求めるとする。

機関名	連絡先
銚子地方気象台	電話 0479-23-7705
銚子海上保安部	電話 0479-21-0118
千葉県防災危機管理部危機管理課	電話 043-223-2191

第4章 避難勧告等を発令するための体制

1 全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み

災害発生のおそれが高まっているとき、市は、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないため、その業務量は、防災担当課の処理能力を大幅に上回る場合も想定される。

いかなる状況においても、市長が避難勧告等を適切なタイミング・範囲に躊躇なく発令できるよう、全庁をあげた防災体制を構築し、優先させる業務を可能な限り絞り込んだ上で、さらにその業務においても優先順位を明確にして実施する。

2 災害の発生が想定される際の市の防災体制

市では、「匝瑳市地域防災計画」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、次のとおり防災体制を確保し、避難勧告等の災害応急対応を行う。

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第 1 配備	<p>【自動配備】</p> <p>①市域に気象庁発表による震度4の地震が発生したとき。</p> <p>②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報（津波注意）を発表したとき。</p>	<p>※総務課</p> <p>※産業振興課</p> <p>※建設課</p> <p>※都市整備課</p> <p>※野栄総合支所</p>
	<p>【状況配備】</p> <p>下記の注意報の1つ以上が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 	
第 2 配備	<p>【自動配備】</p> <p>①市域に気象庁発表による震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報（津波）を発表したとき。</p> <p>③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。</p>	<p>※総務課</p> <p>※産業振興課</p> <p>※建設課</p> <p>※都市整備課</p> <p>※野栄総合支所</p> <p>※環境生活課</p> <p>※福祉課</p> <p>※高齢者支援課</p> <p>※学校教育課</p>
	<p>【自動配備】</p> <p>下記の警報の1つ以上が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・高潮警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 	

	【状況配備】 災害が発生するおそれがある場合 で、市長が必要と認めたとき。	
--	--	--

※ 上記は、災害対策本部設置前の活動体制である。

避 難 状 況 記 録 簿

施設名									
開設日時	月	日	時	分	閉鎖日時	月	日	時	分

No.	避難日時	住 所	氏 名	年齢	性別	電話番号	帰宅日時	備 考
	月 日 時 分	匝瑳市			男・女		月 日 時 分	
	月 日 時 分	匝瑳市			男・女		月 日 時 分	
	月 日 時 分	匝瑳市			男・女		月 日 時 分	
	月 日 時 分	匝瑳市			男・女		月 日 時 分	
	月 日 時 分	匝瑳市			男・女		月 日 時 分	
	月 日 時 分	匝瑳市			男・女		月 日 時 分	
	月 日 時 分	匝瑳市			男・女		月 日 時 分	
	月 日 時 分	匝瑳市			男・女		月 日 時 分	
	月 日 時 分	匝瑳市			男・女		月 日 時 分	